

## 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）運営規程

第1条 医療法人 弘友会が開設する「いずみの里」（以下、「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### 第2条（事業の目的）

要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

### 第3条（運営の方針）

特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

- 2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者及びその家族等の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し、あらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理に努める。

### 第4条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いずみの里
- (2) 所在地 岡山県総社市泉1番地213

### 第5条（従業員の職種、員数及び職務内容）

従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤、他職種と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 常勤換算上1人以上（うち、1名以上は常勤、他職種と兼務）  
生活相談員は、利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者又は家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護・看護職員 常勤換算上17人以上（うち2名以上は看護職員、また看護職員のうち1名以上及び、介護職員のうち1名以上は常勤）

※ 看護職員は、利用者の健康の状況を注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

※ 介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

※ 常に1人以上の特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員を配置する。

(4) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。

(5) 計画作成担当者 1人以上（他職種と兼務）

計画作成担当者は、施設サービス計画の作成を行う。

## 第6条（入居定員及び居室数）

入居定員は50人、居室数は50室とする。

## 第7条（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴（週2回以上）、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話又は支援
- (2) 日常生活動作の訓練
- (3) 療養上の世話又は支援
- (4) 健康チェック
- (5) 相談援助等

## 第8条（利用料及びその他の費用の額）

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 家賃、管理費、食費、おしめ代等は実費とし、金額は別途定める。
- 3 その他、利用者が希望する自己負担が適当と考えられるものは実費負担とする
- 4 第2項から第3項までの費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に重要事項を記した文書で説明した上で、利用者に支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

## 第9条（施設の利用に当たっての留意事項）

事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 他の利用者が適切な施設サービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- ・ 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。

- ・ 面会時間は8：30～19：30までとする。
- ・ 外出・外泊は職員に申し出て承諾を受けること。
- ・ 飲酒を希望する場合は、職員の承諾を受けること。
- ・ 全ての持ち物には必ず分かりやすい箇所に名前を記入すること。
- ・ 多額の現金、貴重品は持ち込まないようにすること。
- ・ ペットの飼育、持ち込みは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ その他、事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

#### 第10条（身体拘束）

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、緊急やむを得なかった場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、身元保証人等に説明を行い同意を得る。

#### 第11条（虐待）

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 虐待を発見した職員は、速やかに市町村に報告し、職員には市町村の通報先を周知する。

#### 第12条（緊急時等における対応）

事業の提供を行っているときに、利用者の心身の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

#### 第13条（非常災害対策）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

- ② 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

#### 第14条（衛生管理及び従業員の健康管理等）

事業所は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、事業所の設備及び備品などについて常に衛生的な管理に努めるものとする。

2 従業員に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、清潔保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行なうものとする。

#### 第15条（苦情処理）

管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付けるための窓口を設置する。担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

#### 第16条（守秘義務及び個人情報の保護）

従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する。

2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

#### 第17条（損害賠償）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供を伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

#### 第18条（介護居室への移動に関して）

利用者が長期にわたり介護を受けながら日常生活を営むことが必要となった場合には、一定の経過観察期間を設け主治医の意見、入居者の意思、利用者の家族等の意見を確認する。その上で、一般居室の利用権を消滅させ、新たに介護居室の利用権を設定する。この場合、追加費用は原則必要としないが、契約上の居室を変更する取り扱いとなる。

#### 第19条（その他運営についての留意事項）

事業所は、介護従業員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年に1回以上

2 事業所は、この事業を行うため、施設サービス計画、サービスの内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 弘友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行します。  
令和 3 年 4 月 1 日から施行します。  
令和 5 年 4 月 1 日から施行します。  
令和 5 年 12 月 1 日から施行します。